

台灣における遊廓立地の研究 1895-1945
日本植民地都市計画論の観点から
A Study on Location of Yukakus (red-light districts) in Colonial Taiwan, 1895-1945:
From the View of Japanese Colonial City Planning Theory

37-166145 三文字 昌也

In 1895, Taiwan (Formosa) was ceded to Japan by the Qing dynasty. At the earliest period of the Japanese rule, a crowd of Japanese prostitutes immigrated to Taiwan, which opened an era when sex industry of both Japanese and locals appeared broadly in the cities. Then, aiming to solve sanitary and security issues, Japanese colonial government started to set "kashizashiki designated area (also called yukaku simply)" in each city in 1896, and allowed prostitutes to do their business only inside the area. After that, some yukakus moved to another location in the cities once or more, in response to city growth and progress of the "city improvement planning". In this way, the transition of the location of yukakus, which can be called "silent" city facilities, was influenced by the shape of cities or various city plannings, and also influenced them at the same time. This study aims to find a new meaning of the transition of yukakus' location in Japanese colonial cities in Taiwan, in terms of planning theory. It will provide a new perspective for the planning history of Japanese colonial cities.

序章 はじめに

0-1 背景

台湾は、1895年から1945年まで日本の統治を経験した。日本が西洋から学んだ近代的都市計画がこの時代を通して各都市で実施され、結果として現在の台湾に引き続く都市の骨格を形作ることになった。この時代の都市計画については様々な研究がなされているが、しかし、これまでの都市計画論の研究ずっと見逃され続けているものが遊廓である。「殖民地都市に必ずつくられたのが、神社と遊廓であった」(金2013)と言われるよう、日本人にとっての聖俗の両端にある都市施設が神社と遊廓であり、その両者が日本殖民地都市において特徴的・象徴的な都市施設であったことはこれまで指摘されている^(註1)。実際に1895年の台湾統治開始翌年に遊廓設置が始まり、結果的には台湾内16都市での遊廓の成立を見ていることからも、当時の台湾の都市の中における遊廓の重要性が極めて高かったことを示している。ゆえに、このような「遊廓」の立地とその変遷、ならびに都市計画との関連を見る研究が、殖民地台湾の都市計画論の理解に不可欠である。

0-2 既往研究と本研究の新規性

台湾は近代日本が初めて獲得した殖民地であり、当地における日本統治時代の都市計画の研究は数多い。

越沢明(1987)、黃蘭翔(1993)、五島寧(1998,1999など)らは主に植民地支配体制における都市計画制度を明らかにした。台湾現地での研究としては、黃世孟(1987,1988,1989)の研究で台北における都市計画が台湾近代的都市計画の端緒として位置付けられ、夏鑄九(1988)で日本への従属を強化する目的の公共施設建設の重要性が指摘され、溫振華(1986)で社会経済的側面からの詳細な考察が加わった。さらに黃武德(1991)は実証的に、台南を事例とした日本植民地時代の都市構造の具体的な「復原」を試みている。近年の日本国内の研究では、青井(2005)が台湾や朝鮮など植民地の都市に於ける神社に着目し、その立地の役割と位置付けを明らかにした。青井(2006)は彰化における清代からの街路網と市区改正道路との二重のレイヤーを緻密に分析した。その上で、「日本植民都市」を現地人・日本人双方の住民によって「生きられた都市」として捉える新しいまなざしを提案していることが注目される。

植民地台湾の遊廓研究としては、台湾現地研究者の研究が極めて多い。各都市の遊廓は空間的な観点から曾偉彰(2004)らによりそれぞれ研究されていたが(台北と台南が主であった)、2005年前後から張(2008)・陳(2012)らによって社会学的な視座から全台湾の遊廓を対象とした研究が発表されるようになった。しかし、

その視野は依然制度・社会的考察か局所的な空間分析にとどまっている。

以上の既往研究を踏まえると、植民地台湾の遊廓について(1)都市内での立地にフォーカスし、(2)全都市分まとめて扱い、さらにそれを(3)都市計画論の観点から考察する研究はなされておらず、これらの点に本研究の新規性があると考えている。

0-3 本研究の目的

以上を踏まえ、植民地台湾の遊廓について：

(1)遊廓立地とその変遷の経緯を整理し、理由を明らかにする。(2)遊廓立地と都市計画との関係とその変遷を明らかにする。(3)遊廓が現在の都市にもたらした影響を明らかにする。以上3点を研究の目的とする。

0-4 本研究の手法

本研究は、台湾総督府報等の公文書、当時の書籍・新聞・雑誌、地図(都市計画図・火災保険特殊地図等)などの各種史料の調査によった。

第Ⅰ章 植民地台湾における都市計画制度

本研究の前提となる都市計画制度の概要とその変遷を整理する。

1-1 都市計画制度の時期区分

黄武徳(1991)によれば、植民地台湾の都市計画には、

都市計画行政 (計画立案は総督府土木部技師)

1900-「市区改正」期

- 目的：都市基盤整備と植民地統治空間の形成
- 実行：下水道敷設と道路拡幅工事(グリッド)

応急的・局所的

1910年代-「市区計画」期

- 目的：市街の整体的な発展
- 実行：長期的な発展像や計画理念を伴う
都市全体の計画

長期的・整体的

計画運用体制の確立

1936-「都市計画令」期

- 目的：近代都市計画法令の整備→内地より先進的
- 実行：計画体制と運用体制の確立。区画整理制度。
用途地域・地区の導入→「屋紀地区」
遠地論に基づく「地域決定標準」の導入

1895 軍政

1896 撫民政策期

1919 同化政策期

1935 皇民化政策期

売春取締行政 (地方警察当局→要総督認可)

〈内地人貸産敷・娼妓〉
内地人娼妓大量流入

1896 「娼妓取締規則」(各地方當局)

- 目的：衛生・治安・税収増
- 「規則」「検診」「指定地」の3原則
- 内地制度移植→遊廓指定地
〈各都市で遊廓指定地が指定される〉

1906 「娼妓取締規則」(臺灣) (總督府)

- 全島の規則を統一、警察権限強化

遊廓の移転が相次ぐ

「鳳紀地区」による貸産敷等取締規制

〈本島人私娼(妾姫)〉

本島人私娼は放置

1907 台南で初の本島人遊廓指定地

1917 台北江山樓(高級本島人料亭)

1922 妓妓販婦取締(台北市)

- 本島人私娼も芸妓販婦として
取締の対象に→指定地制度

“事實上の”遊廓指定地

ここでスタート

【第1図：都市計画制度と遊廓制度の関連年表 (筆者作成)】

める諸法令が各地方で発令された。台北では実に県令第1号であり、重要性が窺える。法令は、共通して(1)貸座敷^(註3)・娼妓の取締規則、(2)娼妓の性病検診の規則・婦人病院の規則、(3)遊廓指定地の指定法令の3種類であり、このようにして地方警察当局が主体となつた指定地を区切って営業を認める集娼制が確立された。

2-2 1906年の取締標準による制度共通化

1906年には、総督府民政長官から「貸座敷及娼妓取締規則標準」および「娼妓検診及治療規則標準」(以下合わせて「規則標準」と呼ぶ)が出され、全島共通の取締規則が施行された。この規則標準で定められた制度の内容を重要な点を整理すると、(1)貸座敷営業の地方当局への届出認可制、(2)娼妓の登録制、(3)遊廓指定地内のみに営業・娼妓の居住を許可する指定地制、(4)娼妓の外出許可制、(5)遊廓指定地の指定・移転に際する総督府の認可制、(6)娼妓の定期検診の義務化があげられる。遊廓指定地の指定に際しては総督府の認可が必要であり、その際に市区改正計画との整合を考慮されたことが特筆に値する。都市計画が遊廓立地に関与できなかつた内地に比べて先進的だった。

2-3 本島人売春業の取締

前節で述べた公娼制は、主に内地人業者による営業を規制するものだった。本島人貸座敷業については、一部のみ前節の公娼制の下で管理されたが、主たる本島人売春業(私娼)は大部分が非合法のまま放置されていた。1922年になってようやく芸妓酌婦の名の下で「事実上の娼妓」として指定地を区切った管理がされるようになったが、この指定も一部にとどまつた。日本統治時代に行われた本島人売春に対する対策は、(1)一部公娼制度への包含、(2)芸妓酌婦の名の下の「事実上の娼妓」としての管理、(3)放置、以上の3つに総括される。

第三章 植民地台湾における全遊廓の立地クロニクル

本章は本論として、全遊廓の立地を全て分析した。

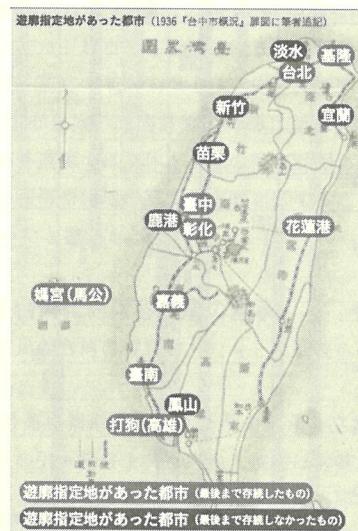
3-1 遊廓の立地概要

公文書や新聞をはじめとする史料を網羅的に調べた結果、植民地台湾の遊廓指定地^(註4)が存在したのは全16都市であったことがわかつた。同時に、全都市の立地の変遷を詳細に明らかにした。その中で遊廓移

| 都市名 | 遊廓指定地 | 立地パターン |
|--------|-----------|---------|
| 基隆 | 田寮港 | D 郊外指定型 |
| | 玉田町二丁目※ | B 中心指定型 |
| 淡水 | 新厝街 | C 周縁指定型 |
| 台北 | 艋舺 | C 周縁指定型 |
| | 大稻埕※ | B 中心指定型 |
| | 萬華南※ | C 周縁指定型 |
| 宜蘭 | 宜蘭街全体 | A 全体指定型 |
| | 民壯圍堡庄× | D 郊外指定型 |
| 新竹 | 南門外 | C 周縁指定型 |
| | 客雅× | D 郊外指定型 |
| | 後車路※ | B 中心指定型 |
| 苗栗 | 内麻 | 不明 |
| | 坑仔低など | B 中心指定型 |
| 苗栗 | 626-659 | 不明 |
| 台中 | 常磐町 | B 中心指定型 |
| | 初音町 | D 郊外指定型 |
| 鹿港 | 北頭街 | C 周縁指定型 |
| 彰化 | 西門 | B 中心指定型 |
| | 南門新地※ | D 郊外指定型 |
| 斗六 | 斗六街 | C 周縁指定型 |
| 嘉義 | 北門外× | D 郊外指定型 |
| | 西門外 | D 郊外指定型 |
| 台南 | 南勢街など | C 周縁指定型 |
| | 元外媽祖港街など* | C 周縁指定型 |
| | 新町一丁目 | D 郊外指定型 |
| | 新町二丁目* | D 郊外指定型 |
| 打狗(高雄) | 旗後街一円 | A 全体指定型 |
| | 榮町 | D 郊外指定型 |
| 鳳山 | 火防口街など | B 中心指定型 |
| | 新庄仔庄× | D 郊外指定型 |
| 媽宮(馬公) | 宮内町・南町× | B 中心指定型 |
| | 城内 | A 全体指定型 |
| | 埔仔尾 | D 郊外指定型 |
| 花蓮港 | 福住 | D 郊外指定型 |
| 全34箇所 | | |

【上 第1表／下 第2図：植民地台湾の全遊廓指定地(筆者作成)】

転をしていたのは7都市あり、移転を含めた指定地はのべ34箇所であった。また、1945年まで存続した遊廓は9都市であった。

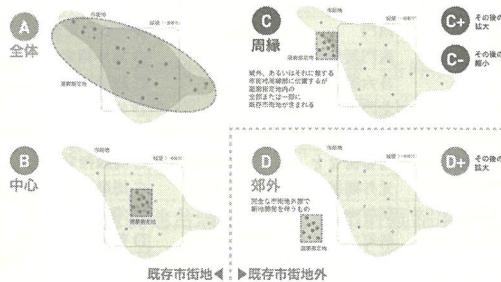


第Ⅳ章 植民地台湾における都市構造と遊廓立地

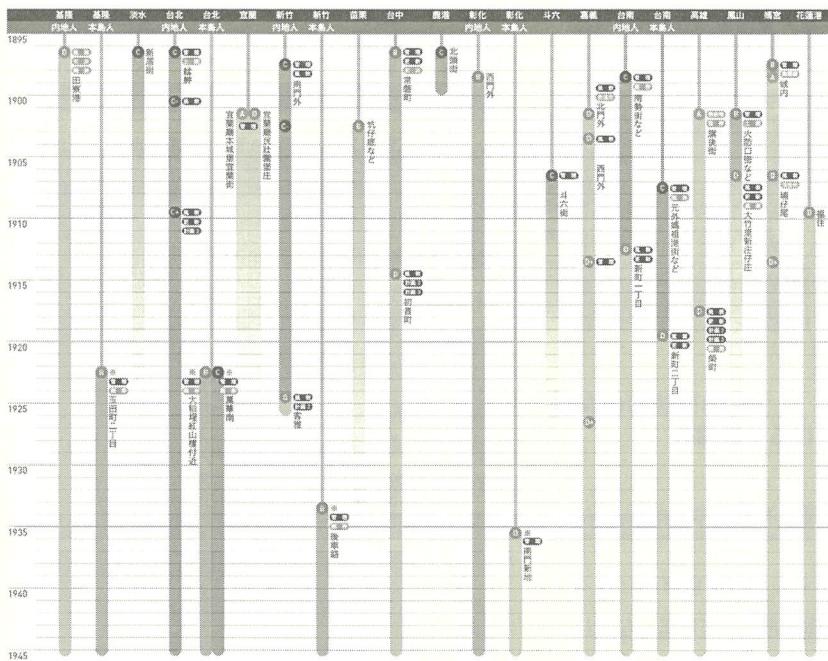
本章では都市の中での遊廓立地について、マクロスケールから分析と考察を行い、市区改正・都市計画との関連性を明らかにする。

4-1 立地パターンの分類

それぞれの遊廓指定地の立地パターンは第3図に示すA全体指定型、B中心指定型、C周縁指定型、D郊外指定型の4種類に分類できた。このうちD郊外指定型のみが、完全な市街地の外部において新地開発を伴う一区域を遊廓指定地としたものである。この分類をもとに各遊廓指定地の立地を整理した結果は第1表に示した。



【第3図：植民地台湾の全遊廓（筆者作成）】



【第4図：植民地台湾全遊廓の立地パターン変遷（筆者作成）】

遊廓の移転が起きた全ての都市では、当初A全体指定型、B中心指定型、C周縁指定型だった遊廓指定地が、全てD郊外指定型に移行していることがわかる（第4図）。一方、こうしてD郊外に移転した遊廓は台南の例を除いて全て内地人遊廓であり、多くの本島人の遊廓は市街中心等に取り残されていた。

4-2 立地パターン毎の指定理由

公文書を主とする史料から、遊廓指定地の立地の理由となった文言を抜き出し、立地パターン毎に整理したところ、理由は大きく「売春取締上の理由」「都市計画上の理由」に分かれた。

売春取締上の理由としては、A全体指定型で「取締のため一時的に指定」など一時的なものであったのに対し、D郊外指定型では「社会に遠慮せしむる」など、積極的隔離を企図していたことがわかった。

都市計画上の理由としては、A全体・B中心指定型において「土匪対策」「他に余地なし」、またC周縁パターンにおいて「現状追認」といった消極的な理由が目立った。一方D郊外指定型では、「市区改正計画との対応」「交通至便」「土地買収の利便性」「風光明媚」「眺望」「自然的風致」など都市デザイン的視点も含んだ都市計画側の積極的な理由が主となっていた。その他、台南（第5図）・高雄の事例では、整地事業者が

「埋立地開発のため」遊廓指定地の誘致を行っていた例もあり、都市開発の原動力として遊廓が指定された事実も明らかになった。その他、新聞や雑誌上で様々な遊廓移転論が内地人住民・本島人住民を交えて議論されており、その移転論が実際の移転に結びついた都市（台中・高雄等）の例も明らかになった。植民地都市のあり方を住民が議論し、実際に反映された重要な例である（註5）。

4-3 市区改正計画と遊廓指定地との対応

D 郊外指定型は市区改正計画などと整合するよう指定されたが、ほとんどの都市で市区改正計画によるグリッドパターンの街路網の周縁境界部に位置しており、台北・台中・台南では内地人人口が少ない側に指定されていた。風紀問題を理由として、内地人街と一定の距離を取ろうとする意図があったことが窺える。一方グリッドパターンの外側の郊外に遊廓が指定された都市（新竹など）は、経営者の反発で最終的に移転に失敗しており、市街地と遠すぎず近すぎない適度な距離が遊廓の経営上重要だったことがわかる。



【第5図：台南の遊廓指定地の立地（筆者作成）】

4-4 遊廓指定地とその他諸条件の検討

新地開発を伴って遊廓が指定された C 周縁・D 郊外遊廓指定地のうち、元の土地の状況は田圃 9 箇所、池 3 箇所、塩田・墓地・山地が各 1 箇所であった。また、城廓が存在した都市で最初に指定された遊廓指定地を見ると、城廓の内側 4 都市(A 全体・B 中心)、外側 4 都市(C 周縁・D 郊外)だった。

各都市の神社との位置関係を調べると、新竹・澎湖の例では神社への参道沿いに設置されており、一方高雄、花蓮、彰化、嘉義の例で神社と市街地を挟んで反対方向に設置されていた。

同じく鉄道駅との位置関係のうち、明らかなものを抜き出すと、市街地から見て鉄道駅と同方向だったのは嘉義、彰化、新竹であり、これらの指定は全て 1903 年以前であった。逆に鉄道駅と市街地を挟んで反対方向だったのは高雄、花蓮、彰化、嘉義であり、すべて 1906 年以降の指定だった。

第V章 植民地台湾における遊廓内の空間構造

本章ではミクロスケールから遊廓空間内部の分析と考察を行う。

5-1 遊廓内部の空間利用

A 全体、B 中心、C 周縁指定型の遊廓指定地では、既存市街地を指定したため、一般家屋・商業と貸座敷が混在していた。台北の艋舺遊廓が例である。一方 D 郊外遊廓指定地では貸座敷のみが集中していた。



【第6図：台中初音町遊廓（筆者作成）】



【第7図：高雄栄町遊廓（筆者作成）】

5-2 遊廓内部の街路パターン

既存市街地を指定した B 中心・C 周縁パターンでは、内部に従前の街路の鉤型・丁字路などが残っていた。一方 D 郊外パターンでは、都市全体の計画に従うグリッド街路が遊廓内部にも適用されていた。D 郊外遊廓では独自の街路パターンは計画されず、都市全体の市区改正計画などに従ったことが明らかになった。これは、遊廓独自のグリッドパターンを志向していた内地の遊廓と明らかに異なる。

5-3 遊廓空間の境界

水に接する指定地は全 34 箇所の内 16 箇所(47%)だった。また高雄では一般市街と区切る幅 5 間の緑地帯が計画され（第 6 図）、台南では本島人・内地人遊廓を区切る緑園が都市全体の緑園計画の一部に組み込まれていた。D 郊外遊廓では全体としての都市計画に従いつつ、地形の利用や緑地の設置で遊廓を区切ることが意図されていたと言える。

第VI章 戦後台湾における遊廓の継承

本章では、植民地台湾の遊廓がもたらした戦後への影響を概観する。

6-1 戦後の売春業取締制度と計画の継承と立地

戦後、内地人の引き揚げと共に内地人遊廓は営業を終え、本島人の私娼営業や妓楼が残った。台湾当局は一旦公娼制度を廃止した後に 1956 年に「妓女制度」

として日本統治時代の遊廓制度によく似た指定地制を復活させたが、私娼の存在を追認して市街の中心付近が指定されたに留まった。都市計画との整合が考慮されたD郊外型の内地人遊廓は戦後に継承されず、都市計画との関係もなくなった。

6-2 旧遊廓指定地の現在の土地利用

日本統治時代の遊廓指定地について、現在の用途地区(都市計画使用分区)の指定状況を調査したところ、「商業区」である箇所が90%(32箇所中29箇所)であった。当時D郊外だった遊廓指定地も含め、現在はほとんど市街地の拡大に飲み込まれていることが明らかになった。

結章 結論

7-1 遊廓立地論の都市計画への包含

初期は主に壳春取締を理由としていた遊廓指定地の指定だったが、殖民統治が進むにつれて都市計画との整合を図ることが目指され多数の都市でD郊外に指定されるようになる。結果として、1936年に制定された「台湾都市計画令・同施行令」では用途地域制度内に風紀地区が導入された。これは遊廓指定地が都市計画令上において正式に制度化されたものであり、日本内地でも実施されなかった先進的なものだった。さらに中村綱らをはじめとする総督府の技師によって「1.市街地中心から多少外れていること。2.自然的景趣に富む土地であること。3.交通便利であること。」という遊廓立地の「適地」条件が明文化され、総督府の「地域決定標準」(1938)にも「風紀地区ノ設定ニ付テモ豫メ考慮ヲ拂フコト」と明記された。これらのことから、都市計画を司っていた総督府の技師によって、遊廓立地が都市計画の上で制度化・理論化されていったことが明らかになった。

7-2 日本植民地都市計画における遊廓とは

本研究で明らかになった結論を以下に整理する。

①遊廓は日本植民地都市の象徴だった。

②台湾での遊廓は、次第に都市計画と整合が取れるよう郊外に立地するようになり、一部は市街地開発の契機とされた。その後、1936年には遊廓立地が風紀地区として都市計画上の制度に包含され、適地条件が考慮し立地を決定する先進的な制度の完成に至った。

③台湾では都市全体の計画が優先し遊廓立地と空間を規定したため、遊廓特有の空間形態としては川や緑

地など一部の形成にとどまった。

④ただし②～③は主に内地人遊廓に対する適用にとどまり、本島人遊廓に対しては一部を除き上述の計画立地論が適用されなかつた。

⑤その結果、遊廓(公娼)制度を継承した戦後台湾では都市計画と遊廓立地の整合をとる②の制度・思想は継承されなかつた。

7-3 今後の研究の展望

今後の研究の展望としては、朝鮮・満洲・樺太等の他の植民地も対象として研究することで、遊廓が日本植民地都市計画の中でどのような存在だったのかが明らかになり、日本植民地都市計画論の発展に寄与すると考えられる。また、遊廓以外の都市施設との比較、内地の事例との比較による研究の発展も期待される。

また、現代でも起きている都市の諸問題——日本の風俗営業法店舗の立地問題、闇のマンション風俗等、また台湾現地の私娼問題や公娼制存続問題等——に対しても、本研究で明らかになった歴史的事実から対応の示唆を得ることができるだろう。

註釈

註1) 日本植民地都市の特徴や象徴として「遊廓と神社」を挙げている文献に、金富子(2014)、橋谷弘(2004)などがある。
註2) 本稿では内地人(日本人)・本島人(台湾現地住民)という呼称を用いる。

註3) 貸座敷という語は、主に壳春業を営む妓楼を表す。

註4) 本島人の芸妓酌婦の営業指定地(事実上の遊廓)も含んだ数を表している。

註5) 一度建立されたら移転せず、住民介入の余地もない神社と好対照をなす。

参考文献

<和文>臺灣雑誌社(1911)『臺灣(1911年1月号)』／中村綱「適地論」(1936)／橋谷弘(2004)『帝国日本と植民地都市』／青井哲人(2005)『植民地神社と帝国日本』／張曉旻(2008)『植民地台湾における公娼制の確立過程(1896年～1906年)』—「貸座敷・娼妓取締規則を中心に」／金富子(2014)『シリーズ遊廓社会2』『植民地朝鮮における遊廓の移植と展開』など

<中文>邱旭伶(1999)『台灣藝妓風華』玉山社／曾偉彰(2004)『台灣日本時代「遊廓」之研究:以台南為例』／青井哲人(2013)『彰化一九〇六一座城市被燒傷,而後自體再生的故事』大家出版／陳姪漫(2013)『洄瀾花娘,後來居上-日治時期花蓮港遊廓的形成與發展』など

<地図史料>臺灣總督府臨時臺灣土地調查局(1904)『臺灣堡圖』臺灣日日新報社／都市製圖社(1930)『火災保險特殊地図』(千代田区立日比谷図書文化館所蔵)／黃武德(2006)『日治時期台灣都市發展地圖集1895-1945』南天書局など